

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2020年12月14日 Monday)

第229号 (2019年度-第8号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

大学入学共通テスト試験監督業務の円滑な実施のために 監督者の適宜休憩は必須かつ手当支給の根拠(前提)



来たる2021年1月16日・17日に大学入学共通テスト(旧大学入試センター試験)が実施されます。特に今年は終息が見通せないどころか、いっそう深刻化している新型コロナ禍での実施であり、例年に増した対応が求められるところです。

監督者である教員が担当時間中、交代で適宜休憩を取ることは、試験監督中に緊張を維持してミスを防ぐうえで不可欠です。にもかかわらず、近年はこの措置が執られていないように見受けられます。

現在監督者に支給されている手当は、2006年1月のセンター試験から適用されているものです。この基準の決定にあたって、監督者が試験実施中に適宜交代し休憩をとることを前提に、実働時間が75%程度になるとして、大学入試センターの従事者手当支給基準の単価の75%とした経緯があります。2006年以降たびたび、山口大学教職員組合が人事課に確認したさいも、そのつど、「支給単価を変更する予定はない」との回答を得てきました。その後、大学内で、試験監督中は一切休憩を認めないという運用変更を行ったとしても、組合には一切通知も協議もないままでの労働条件不利益変更となり、その有効性が問われます。

このため組合はセンター試験監督者手当支給額設定の際の経緯を踏まえて、12月10日(木)に学長宛に「大学入学共通テスト監督者の適宜休憩を求める申し入れ」(2頁に掲載)を提出しました。

監督者を守るためにも、コロナ対策の徹底を

新型コロナウイルス感染症対応のため、監督者は事前の体温観察などを要請されますし、試験当日は感染の恐れに晒されての業務従事となり、例年にも増した業務負担です。少しでも試験室内の密を避けるという観点からも、一定程度間の休憩時間を設けることは合理的と思えます。

なお、次の大学入試センター理事長通知によれば、受験生の検温を一律に行う必要はないとされています。しかし、非接触式自動温度計等を受験場入り口に設置するなどの工夫も考えられるのではないでしょうか。監督者の健康を守るという観点からも、山口大学としてのコロナ対策の徹底が求められるところです。



参考: 大学入試センターの新型コロナウイルス感染症予防対策(抜粋)

独立行政法人大学入試センターはR2年11月6日付けで「令和3年度大学入学者選抜に係わる大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策について」との理事長通知を発していますが、この通知には、予防対策(試験場入場前の対応)として次のように記載されています。

「非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はない。ただし、試験場の入り口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。」

国立大学法人山口大学
学 長 岡 正 朗 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 福田 修



大学入学共通テスト監督者の適宜休憩を求める申し入れ

大学入学共通テストについて、監督者である教員が担当時間中に交代で適宜休憩を取ることは、高度な緊張感を維持して監督業務を遺漏なく遂行するうえで不可欠なものと思われます。にもかかわらず、近年はこの措置が執られていないように見受けられます。

そもそも、大学入学共通テスト（大学入試センター試験）業務従事者への手当は、2006年（平成18年）1月に人事制度検討委員会での審議等を経て決定されたものです。そこでは、「監督者については、運用上、試験実施期間中に適宜交代し休憩時間（休息）を取ることとしており、『実働時間』は、75%程度となる」ことを根拠にして、試験監督手当が大学入試センター試験実施経費支出基準の1時間当たり単価に75%を乗じた額とされました。

これに従えば、試験監督中の適宜休憩は当然認められるものであり、2006年以降の教職員組合と人事課との折衝においても、支給単価を変更する予定はないとの回答を得ています。万一、その後、大学側が休憩を認めないと変更したとすれば、教職員組合に一切通知も協議もないなかでの労働条件不利益変更となります。

このため、今年度実施の大学入学共通テストにおいて監督者の適宜休憩を認めるよう、早急に対応されることを申し入れるものです。

大学入試センター試験手当はいつ、どのようにして決まったのか

法人化以前は大学入試センターから配分された経費をもとに入試課で超過勤務手当予算配分案を作成し学部へ通知の上、支給されていました。しかし2004年の国立大学法人化により教職員の身分が国家公務員から法人職員となったため、2005年のセンター試験の際は、実働に応じて休日手当（135/100）が支給されました。



しかし、この方式による支給額が入試センターからの配分額を上回ったため、「人事制度検討委員会」で検討されることとなりました。そして人事課と入試課での協議の結果、入試課案を採用することとなり、手当支給額が決まりました。その結果、監督者手当については「適宜休憩を踏まえて基準額の75%程度」、その他の従事者（事務職員等）は概ねセンター基準どおりの支給と決定されました。なお入試課案は入試課内の組合執行委員が入試課長と意思疎通を図りながら調整・作成され、最終的には人事労務担当理事・人事課長と入試課長・入試担当者の4者の協議での事実上の合意を経て、人事制度委員会に諮られ確定されたものです。

組合はその経過をその都度確認し、人事課と入試課の協議状況を概ね了解する立場で対応しました。通常的时间外手当（休日給）を支給すべきであり、労働基準法との関係では不相当との見方も一部にありました。しかし、センター試験は大学にとっては大学入試センターの委託業務なので、担当教職員にとっては本来業務ではないと判断し、組合としても了解したものです。